

広報用

令和6年死亡災害発生概要（令和6年12月31日現在）

| 件数 | 署整理番号 | | 災害発生 | | 業種 | | 年齢 | 職種 | 事故の型 | 起因物 | | 発生状況概要 |
|----|-------|----|------|------|--------|-----------------------------|------|---------|----------|--------------|---------|---|
| | 署名 | 番号 | 月 | 時間 | 大分類 | 小分類 | | | | 大分類 | 小分類 | |
| 1 | 神戸西 | 1 | 2月 | 10時台 | 清掃・と畜業 | その他の清掃・と畜業 | 20歳代 | 作業員・技能者 | おぼれ | 環境等 | 水 | 被災者は、水槽内の清掃作業のため、水深約7mの潜水業務を行っていた。作業開始後、1時間程度経過したところ、タンク上部で待機していた連絡役が、被災者からの呼吸音（水中電話にて）が聞こえなくなったことから救命要請し救助活動を行ったところ、マスクが外れている被災者が水中で発見され、死亡が確認された。 |
| 2 | 相生 | 1 | 2月 | 9時台 | 清掃・と畜業 | その他の清掃・と畜業 | 40歳代 | ゴミ収集員 | 交通事故（道路） | 物上げ装置・運搬機械 | トラック | 被災者が一人でパッカー車（AT車）を運転し、道路上にパッカー車を停車させて約8m離れた場所のゴミ収集箱へ徒歩で向かうため降車したところ、無人の状態のパッカー車が前方へ動き出したため、被災者は運転席のドアを開けて停止させようとしたが、右側前輪が側溝に脱輪し、民家の塀にドアが接触して閉まり、ドアと運転席乗り込み口の車体との間に頭部等をはさまれた。 |
| 3 | 加古川 | 1 | 3月 | 11時台 | 建設業 | その他の土木工事業 | 50歳代 | 土工 | 崩壊・倒壊 | 環境等 | 地山、岩石 | 私鉄線路沿いの法面の石積みを補強する工事において、擁壁の基礎部分として打ち込まれた杭周辺の土を整備する作業をスコップを用いて2名の労働者が行っていたところ、法面の石積みが崩壊し、1名は左脚が土砂に埋まったが、別の1名が全身が土砂に埋まって死亡した。 |
| 4 | 相生 | 2 | 3月 | 11時台 | 林業 | 木材伐出業 | 60歳代 | 作業員・技能者 | 崩壊・倒壊 | 環境等 | 立木等 | 山林において、椎茸の原木の採取及び作業道を作るため、被災者一人でチェーンソーを用いて、朴木に受け口を作り、追い口を作っていたところ、幹が縦方向に割れ、予定していない伐倒方向に倒れたため、倒れた朴木の下敷となり被災したものの。 |
| 5 | 神戸西 | 2 | 3月 | 9時台 | 建設業 | 鉄骨・鉄筋 コンクリート造 家屋建築工事業 | 10歳代 | とび工 | 墜落・転落 | 仮設物、建築物、構築物等 | 開口部 | 被災者は足場最上段にクランプを運んだ後、作業指示者へ次の指示を聞くために近づいたところ、足場ステージ上に荷揚げ用に設けられた開口部に気が付かず、約25m下まで墜落したものの。 |
| 6 | 西脇 | 1 | 4月 | 11時台 | 運輸交通業 | 一般貨物自動車 運送業 | 30歳代 | 事務員 | 転倒 | 物上げ装置・運搬機械 | フォークリフト | 被災者は、フォークリフトを用いて作業ヤードに搬入された荷を、ヤード内各所に移動させる作業を行っていた。荷を卸して次の荷を運ぶため、フォークリフトで後進していたところ、バックレストが上方まで上がっていたため、近傍の装置にバックレストが接触し、フォークリフトが転倒した。被災者はフォークリフトの運転席から投げ出され、フォークリフトの下敷きとなったものの。 |
| 7 | 神戸西 | 3 | 4月 | 11時台 | 建設業 | 土地整理 土木工事業 | 40歳代 | 土工 | 墜落・転落 | 動力機械 | 締固め用機械 | 宅地造成地において、被災者は現場内の工事用仮設道路をロードローラー（締固め用機械）を運転して別の転圧作業場所へ移動中、下り坂（傾斜約16度）に差し掛かった時、左前輪が法肩から脱輪し、高さ約3.5m（法面長さ7m）勾配30度の傾斜からロードローラーと共に転落し、運転席から投げ出され、被災したものの。 |

広報用

令和6年死亡災害発生概要（令和6年12月31日現在）

| 件数 | 署整理番号 | | 災害発生 | | 業種 | | 年齢 | 職種 | 事故の型 | 起因物 | | 発生状況概要 |
|----|-------|----|------|------|--------|-----------------------------|------|---------------|------------|--------------|---------|--|
| | 署名 | 番号 | 月 | 時間 | 大分類 | 小分類 | | | | 大分類 | 小分類 | |
| 8 | 姫路 | 1 | 5月 | 14時台 | 製造業 | 機械（精密機械を除く）器具製造業 | 40歳代 | その他の一般機械器具組立工 | 激突され | 物上げ装置・運搬機械 | クレーン | 工場内で製作中のホッパー（高さ2.1m、幅3.8m、質量2.0t）のボルトを外して本体を2分割し、その1つを移動させるためクレーン運転者1名が天井クレーンを操作して手前側をつり上げた。当該運転者は荷をつり上げたまま運転位置を離れ、もう1台の天井クレーンを操作して当該ホッパーの奥側をつり上げたところ、吊荷が振れ、傍に置いているつり上げていないもう1つの本体に接触し、さらに近傍で待機していた被災者へ接触したことにより死亡したものの。 |
| 9 | 神戸東 | 1 | 4月 | 11時台 | 運輸交通業 | 一般貨物自動車運送業 | 60歳代 | 運転者 | はさまれ、巻き込まれ | 物上げ装置・運搬機械 | トラック | 被災者は、荷卸しを終えた海上輸送用の空コンテナを回収するため、トレーラーヘッドを運転し、コンテナが搭載されたシャーシ（荷台）に接続した。その後、被災者は運転席を離れ、シャーシのアウトリガーを収納する作業を行っていたところ、突然トレーラーが前進を始めたため、慌ててトラックの前面に回り込み前進を止めようとしたもののトレーラーは止まらず、トレーラーの進行方向にあった別のトラックとの間に挟まれたもの。 |
| 10 | 姫路 | 2 | 6月 | 9時台 | 建設業 | 鉄骨・鉄筋 コンクリート造 家屋建築工事業 | 30歳代 | 作業員 ・技能者 | 墜落・転落 | 仮設物、建築物、構築物等 | 建築物、構築物 | スーパーマーケットの跡地において、電柱（高さ約10m）の根元から約50cmの位置に亀裂が認められたため、事業主及び労働者2名で当該電柱の撤去作業を開始した。被災者が電柱に登り、重機で電柱を引き倒すためのワイヤーを電柱の頂部付近に取り付ける作業をしていたところ、亀裂部分から電柱が折れ、命綱を電柱に取り付けていた被災者は地上約6mの高さから電柱と共に地上に墜落したものの。 |
| 11 | 相生 | 3 | 6月 | 14時台 | 畜産・水産業 | 畜産業 | 50歳代 | 作業員 ・技能者 | 墜落・転落 | 物上げ装置・運搬機械 | フォークリフト | 被災者はフォークリフトを運転し、おがくずが入った容器を工場内に運んだ後、建屋内部からフォークリフトを後退させて屋外へ出ていたところ、法面の路肩から3.2m下の畑にフォークリフトごと転落し、運転席から投げ出された被災者がフォークリフトの下敷きになったもの。 |
| 12 | 淡路 | 1 | 6月 | 13時台 | 建設業 | 電気通信工事業 | 60歳代 | 電工 | 墜落・転落 | その他の装置等 | はしご等 | 被災者は、高所にあるテレビ引き込み線を切断するため、地上6m以上の位置に張られたワイヤーに移動はしごを立て掛け、地上から約4mの位置まで上り、はしごの踏み足を足場代わりとして、立った姿勢で引き込み線を切断していたところ、体勢を崩し、地上に墜落したものの。 |
| 13 | 神戸西 | 4 | 6月 | 1時台 | 建設業 | 電気通信工事業 | 20歳代 | 電工 | 交通事故（道路） | 物上げ装置・運搬機械 | トラック | 不具合が発生した道路上の開閉器の改修工事において、配電柱上の昇圧器を止める作業の準備のため、片側2車線の道路に作業車2台を縦列に駐車し、周辺にラバーコーンを設置していたところ、後方から走行してきた2トントラックが警備員の誘導に従わず、駐車中の作業車及び被災者に接触し、当該トラックの貨物扉のノブに被災者の墜落制止用器具のランヤードが引っ掛かり、約40m引きずられたもの。 |
| 14 | 淡路 | 2 | 5月 | 16時台 | 製造業 | その他の食料品製造業 | 60歳代 | 管理者 | 墜落・転落 | 荷 | 荷姿の物 | 倉庫内で一人、製品原料が入った内装袋を段ボールケースから取り出す作業等を行っている被災者が倉庫外の屋外通路をふらついて歩いているところを同僚が発見したため、病院へ搬送したが、頭部を打撲していたため死亡したものの。倉庫内の段ボールケース上面（床面からの高さ約1m）には靴跡があった。 |

広報用

令和6年死亡災害発生概要（令和6年12月31日現在）

| 件数 | 署整理番号 | | 災害発生 | | 業種 | | 年齢 | 職種 | 事故の型 | 起因物 | | 発生状況概要 |
|----|-------|----|------|------|--------|------------------|------|--------------|------------|------------|------------|---|
| | 署名 | 番号 | 月 | 時間 | 大分類 | 小分類 | | | | 大分類 | 小分類 | |
| 15 | 伊丹 | 1 | 7月 | 2時台 | 製造業 | 機械（精密機械を除く）器具製造業 | 30歳代 | 針金製品・針・ばね製造工 | 激突され | 物質・材料 | 金属材料 | 鋼線の熱処理を行うラインにおいて、供給している鋼線が断線したため、被災者は切れた鋼線の接続作業を行っていたところ、鋼線の末端がはねあがり、被災者の頸部を切ったため、死亡したものの。 |
| 16 | 姫路 | 3 | 6月 | 13時台 | その他の事業 | その他の事業－その他 | 70歳代 | その他の職種 | 墜落・転落 | その他の装置等 | はしご等 | 建屋内において、被災者を含む2人の作業員が脚立を用いて祭祀で使用する飾りつけ（直径：2.9m、重量：180kg）の製作を行っていたとき、被災者は仮台に固定された飾りつけを外すため、脚立の上から2段目の踏面上（床面からの高さ：約1.7m）に立って作業をしていたところ、脚立から墜落してコンクリートの床面で頭部を打ち、死亡したものの。 |
| 17 | 伊丹 | 2 | 7月 | 16時台 | 製造業 | 紙加工品製造業 | 30歳代 | 作業員・技能者 | はさまれ、巻き込まれ | 動力機械 | その他の一般動力機械 | 被災者は購入した紙製品の中に異物が混入していないか検査機で検査していたところ、被災者の身体の一部が検査機の巻き取り側のロールの回転軸に巻き込まれたため、被災したものの。 |
| 18 | 神戸西 | 5 | 7月 | 16時台 | 製造業 | 機械修理業 | 70歳代 | 機械修理工 | はさまれ、巻き込まれ | 物上げ装置・運搬機械 | コンベア | 被災者は出張先において、コンクリート製品等の骨材製造で使用するサイロの下部に設置されたホッパーの補修と振動装置の修理工事を行っていたとき、ホッパーの下部に設置されたベルトコンベヤーは異常を感知して自動停止していたが電源は切っていなかったため、突然当該コンベヤーが動き出し、コンベヤーの上に乗って作業していた被災者がコンベヤーのローラー部分とホッパーの底部との間に挟まれたものの。 |
| 19 | 神戸西 | 6 | 7月 | 11時台 | 清掃・と畜業 | 産業廃棄物処理業 | 40歳代 | 作業員・技能者 | 転倒 | 物上げ装置・運搬機械 | フォークリフト | 事業場敷地内の屋外作業場で、被災者はバックカン（金属製の産業廃棄物用ボックス）をフォークリフトの爪に差し込み、地上から約3.75mの位置まで上げて、重心が高い状態で後進させていたところ、車体のバランスを崩し、車体左側に横転した。被災者はその反動で運転席から投げ出され、ヘッドガードと地面にはさまれ被災したものの。 |
| 20 | 尼崎 | 1 | 8月 | 13時台 | 農業 | 農業 | 50歳代 | 作業員・技能者 | 墜落・転落 | その他の装置等 | はしご等 | 被災者を含め3名の労働者が戸建住宅の庭木剪定作業を午前中から行っており、午後からは被災者が玄関先の生垣の剪定作業を、他の労働者2名が玄関横の植栽の剪定作業を行っていたが、玄関先の方向で大きな物音を聞いた他の労働者が玄関先に行ったところ、玄関先の道路上に設置されていた脚立（天板高さ2.8メートル）下の道路上で倒れている被災者を発見したものの。被災者は保護帽を着用していなかった。 |
| 21 | 神戸東 | 2 | 3月 | 10時台 | 清掃業 | ビルメンテナンス業 | 70歳代 | 作業員・技能者 | 墜落・転落 | 動力機械 | その他の一般動力機械 | 被災者は作業場である市場内のごみ処理施設建屋において、ダンボール圧縮機（以下、圧縮機という。）の投入ホッパーにフォークリフトで使用済みダンボールを投入する作業の補助を圧縮機上で行っていたが、その後、圧縮機下の作業床で倒れている状態で同僚に発見された。その後、被災者は入院加療中であったが死亡したものの。 |

広報用

令和6年死亡災害発生概要（令和6年12月31日現在）

| 件数 | 署整理番号 | | 災害発生 | | 業種 | | 年齢 | 職種 | 事故の型 | 起因物 | | 発生状況概要 |
|----|-------|----|------|------|--------|---------------------|------|----------|----------|--------------|----------------|--|
| | 署名 | 番号 | 月 | 時間 | 大分類 | 小分類 | | | | 大分類 | 小分類 | |
| 22 | 相生 | 4 | 8月 | 10時台 | 製造業 | その他の金属製品製造業 | 50歳代 | 作業員・技能者 | 飛来・落下 | 物上げ装置・運搬機械 | クレーン | 被災者は、H鋼を出荷するための仕分け作業を行っていたところ、運転していたホイスト式天井クレーン（つり上げ荷重2.83トン）のフックにつり下げていたつりクランプが積み上げられたH鋼に引っ掛かり、H鋼3本が落下して被災者に当たったもの。その後、被災者は入院加療中であったが死亡したものの。 |
| 23 | 加古川 | 2 | 9月 | 14時台 | 建設業 | 上下水道工事業 | 60歳代 | 土工 | 崩壊・倒壊 | 環境等 | 地山・岩石 | 交差点内にかかる下水道管布設工事において、約2.5メートル四方、深さ約3メートルの立坑内で作業員3名が作業を行っていたところ、工事のため切断した水道管からの水により湿潤した掘削面が崩壊し、立坑内に土砂が流入した。そのため作業員2名が土砂に埋まり、内1名が翌日死亡したものの。 |
| 24 | 西宮 | 1 | 9月 | 9時台 | 運輸交通業 | 一般貨物自動車運送業 | 40歳代 | 貨物自動車運転者 | 交通事故（道路） | 物上げ装置・運搬機械 | トラック | 被災者は、2トントラックを運転し、坂道を後進して配送先前で停車させた。その後、降車してタイヤに輪止めをしようとした際、トラックが逸走を始めたため、停止させようとして運転席のドアにしがみついたまま並走したところ、トラックと民家の壁に挟まれ死亡したものの。 |
| 25 | 姫路 | 4 | 10月 | 15時台 | その他の事業 | 警備業 | 40歳代 | 警備員 | 交通事故（道路） | 物上げ装置・運搬機械 | トラック | 片側2車線の道路脇にある柵の補修工事において、左側1車線を工事現場から約50メートル手前より規制し、規制区域内に3両の工事車両を停車させていたところ、右側車線から走行してきた4トンユニック車（トラッククレーン）が当区域内に侵入してきたため、交通誘導を行っていた被災者が撥ねられ死亡したものの。 |
| 26 | 尼崎 | 2 | 10月 | 10時台 | その他の事業 | その他の事業－その他 | 50歳代 | 作業員・技能者 | 墜落・転落 | 仮設物、建築物、構築物等 | 屋根、はり、もや、けた、合掌 | 被災者は、一人作業で工場内に設置されたキュービクル式高圧受電設備及びソーラーシステムの保守点検を行っていたところ、約5メートルピッチで取り付けられている天井の「明かり取り窓」を踏み抜き、約17メートル下のコンクリート床に墜落したものの。 |
| 27 | 姫路 | 5 | 10月 | 9時台 | 建設業 | 鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業 | 20歳代 | とび工 | 感電 | その他の装置等 | 送配電線等 | 工場建屋の外周に設置した足場の解体作業のため、被災者が建屋の屋根上で足場の建地材を取り外そうとしたところ、建屋への引込線（活線100ボルト）の被覆が剥がれ、導体に右上腕部が接触し、感電したものの。 |
| 28 | 西脇 | 2 | 10月 | 10時台 | 建設業 | 土地整理土木工事業 | 40歳代 | 土工 | 切れ・こすれ | 動力機械 | その他の一般動力機械 | 被災者は、エンジンカッターを用いて、地面に置かれたU字フリューム（コンクリート製のU字溝）の切断作業を行っていたところ、エンジンカッターの刃が跳ね返ったことにより、被災者の左頸部に刃が接触し、切創部から出血したため死亡したものの。 |

広報用

令和6年死亡災害発生概要（令和6年12月31日現在）

| 件数 | 署整理番号 | | 災害発生 | | 業種 | | 年齢 | 職種 | 事故の型 | 起因物 | | 発生状況概要 |
|----|-------|----|------|------|--------|------------------|------|-----|----------|------------|------------|--|
| | 署名 | 番号 | 月 | 時間 | 大分類 | 小分類 | | | | 大分類 | 小分類 | |
| 29 | 姫路 | 6 | 9月 | 13時台 | 製造業 | 機械（精密機械を除く）器具製造業 | 50歳代 | 技術者 | 交通事故（道路） | 物上げ装置・運搬機械 | 乗用車、バス、バイク | 被災者は、出張先の打ち合わせ場所へ歩いて移動していたところ、信号のない横断歩道付近を横断していた際、被災者の右側から走行して来た自動車に衝突され、死亡したものの。 |
| 30 | 西宮 | 2 | 11月 | 5時台 | その他の事業 | 警備業 | 70歳代 | 警備員 | 交通事故（道路） | 物上げ装置・運搬機械 | 乗用車、バス、バイク | 工事現場での警備業務を終了し、事業場に帰社するため、同じ現場で警備をしていた同僚が運転する社用車（乗用車）の助手席に乗っていたところ、帰社経路上にある交差点の信号電柱に社用車が衝突し、助手席の労働者が死亡したものの。 |